

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 様式集に関する質問への回答(令和5年8月10日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1		様式集全般					押印について	提出する資料の押印は、東京都建設工事等競争入札参加資格において申請済みである「代理人印」でよろしいでしょうか。また、様式によっては、「押印」の記載が無いものがありますが、不要と考えてよろしいでしょうか。	代表者から代理人へ権限を委任することを明記した委任状を提出頂ければ「代理人印」で問題ありません。参考として局HPに委任状の様式を掲載します。 なお、共同企業体(JV)の協定書において、「代理人印」の押印は不可となります。 また、様式2-2「参加資格確認申請書」及び様式2-5「委任状」についても社印や代表者印等、実印を押印してください。
2		様式集全般					ご提供資料の電子データについて	ご提供いただいております様式集の全般について、WordファイルもしくはExcelファイル等の電子データをご提供いただけないでしょうか。	局HPに様式集のWordデータを掲載します。
3	16-32	様式2-1 ～ 様式2-9					データ様式	様式2-1～様式2-9は、編集可能な形式(word等)で御支給可能でしょうか。様式2-1～様式2-8は、8/18の参加資格確認申請〆切前に御支給いただけますと幸いです。	局HPに様式集のWordデータを掲載します。
4	17	様式2-2	参加資格確認申請書				押印について	申請者の各企業の記載部分の横に「印」字がありませんが、社印や代表者印等の押印が不要という理解でよろしいでしょうか。	社印や代表者印等、実印を押印してください。
5	18	様式2-2	参加資格確認申請書				押印について	(1)、(2)に記載の役職代表者氏名は許可書に記載の氏名とし、押印は東京都建設工事等競争入札参加資格において申請済みである「代理人印」としてよろしいでしょうか。	代表者から代理人へ権限を委任することを明記した委任状を提出頂ければ「代理人印」で問題ありません。参考として局HPに委任状の様式を掲載します。
6	18	様式2-2	参加資格確認申請書				(3) 提出書類について	「営業経歴書」とありますが、これは経営事項審査における承認された工事経歴書と考えてよろしいでしょうか。	構成企業の営業状態の確認を目的としているため、経営事項審査における工事経歴書ではなく、決算情報等の構成企業における最新の営業状態が分かる書類を提出してください。
7	18	様式2-2	参加資格確認申請書				(3) 提出書類について	「全構成企業」とありますが、(1)、(2)に該当する企業のみ会社概要及び営業経歴書の提出が必要であると考えてよろしいでしょうか。	構成企業の全社分の会社概要と営業経歴書の提出が必要です。
8	21	様式2-4	企業グループ構成表				(注) について	(注)3,4に記載される添付資料(工事・物品入札参加資格)は副産物等利活用についても提出が必要でしょうか？	募集要項に示すとおり、副産物等利活用についても提出が必要です。
9	21	様式2-4	企業グループ構成表				入札参加資格の写しについて	副産物等利活用について、入札参加資格の写しが必要であり、かつ、1つの企業の役割が「設計・建設」および「維持管理・運営」、「副産物等利活用」に跨る場合、工事・物品入札参加資格の写しは複数添付が必要でしょうか？	1つの企業の役割が重複する場合は、複数添付は必要ありません。
10	21	様式2-4	企業グループ構成表				副産物等利活用事業について	副産物等利活用事業の「設計・建設」と副産物等利活用事業の「維持管理・運営」が異なる企業の場合、それぞれ記載する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	22	様式2-5	委任状				委任内容について	構成企業のうち副産物等利活用に関する役割のみ担う企業から委任される事項について、実態に応じて①のみ委任するものとしてもよろしいでしょうか？	本委任状は、参加表明から基本協定締結までの段階において、代表企業の代理権限を確保するものです。 委任事項①は応募手続きとの関係で必須と考えており、その他は任意事項となります。
12	22	様式2-5	委任状				復代理人について	⑥復代理人の選任とは、どのような場合想定していただけますでしょうか？	代表企業において、代表・代理して行う権限を有しない者が委任事項を行う場合を想定しております。
13	22	様式2-5	委任状				押印について	委任者、受任者の記載部分の横に「印」字がありませんが、社印や代表者印等の押印が不要という理解でよろしいでしょうか。	社印や代表者印等、実印を押印してください。
14	23	様式2-6	●●建設共同企業体(特)協定書(甲)				共同企業体の運営形態について	様式2-6及び2-7において、「…共同企業体(特)協定書(甲)」をお示しいただいておりますが、事業者の提案によって、(甲)ではなく、(乙)と読み替えて、協定書の本文についても変更の上、提出させていただいてもよろしいでしょうか。	乙型としても構いません。その場合、乙型の協定書を作成の上、提出してください。 なお、乙型の場合は、募集要項第3_2(1)オに示す「代表企業の出資比率」は、「代表企業の業務分担額の比率」に読み替えてください。
15	25	様式2-6	●●建設共同企業体(特)協定書(甲)				押印について	様式2-6及び2-7において、「実印」と表記がありますが、これは東京都建設工事等競争入札参加資格において申請済みである「代理人印」とさせていただきますもよろしいでしょうか。	共同企業体(JV)の協定書において、「代理人印」の押印は不可となります。
16	31	様式2-8	導入実績調査書				工事の実績について	(注)2 発電設備の工事の実績について、民間企業から請け負った実績を記載する場合、添付資料の導入実績を証明する証明として「注文書(金額等を伏せたもの)の写し」でよろしいでしょうか。	民間企業から請け負った導入実績の証明として「注文書(金額等を伏せたもの)の写し」を認めますが、当該実績が募集要項で示す導入実績に該当することが分かる資料を添付願います。
17	31	様式2-8					導入実績を証明できる資料	募集要項「第3_2(2)イ(エ)」に示す導入実績を証明する資料を添付しますが、コリンズの登録がない案件である場合は、それに代わる書類として、契約書および完工書類を準備すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該実績が募集要項で示す導入実績に該当することが分かる資料を添付願います。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 様式集に関する質問への回答(令和5年8月10日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
18	62	様式IV-7	配置予定技術者(設計・建設)				技術者について	配置予定技術者として、代表企業もしくは構成企業とで土木、建築、電気、機械の4業種すべてで主任技術者又は監理技術者の選任は必須でしょうか。募集要項に特段の記載が無いこと及び設計・建設契約は貴局と事業者とで1契約であることから、前述の4業種すべてにおいて技術者の配置は不要と考えております。	建設業法・ガイドラインに基づき、配置予定技術者を選任してください。
19	62	様式IV-7	配置予定技術者(設計・建設)				技術者について	建設業法第26条の二の2項において、建設工事に附帯する他の建設工事の記載があります。今回事業における主たる業務は「消化ガスを有効利用し、発電による電力及び汚泥消化槽の加温用温水を確保する」ものであり、東京都の発注業種では「発電設備」に該当すると想定します。そのため、建設業種における「機械器具設置工事」もしくは「電気工事」が必要とされ、それ以外の業務である「土木工事一式」及び「建築工事一式」は「附帯する他の建設工事」と位置付けられるものと思料します。また上述の建設業法該当箇所には、「当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。」と記載があるため、下請負業者が当該業務を担うことを可能とするものと認識しております。そのため事業契約締結後、下請負業者が決定次第、貴局に技術者の通知をすることは可能とし、事業提案書(様式IV-7)の内容は後日変更可能と考えてよろしいでしょうか。	建設業法・ガイドラインに基づき、主たる工事及び附帯工事を判断してください。様式IV-7「配置予定技術者(設計・建設)」及び様式IV-8「配置予定技術者(維持管理・運営)」の変更は可能です。
20	62	様式IV-7	配置予定技術者(設計・建設)				技術者について	仮に土木、建築、電気、機械の4業種すべてにおいて主任技術者又は監理技術者の選任が必要であり、かつ協力企業において必要な技術者の選任での対応も不可であった場合、募集要項P8の(3)イ構成企業の変更に係る特例の対象として、参加表明書に係る資料の変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	建設業法・ガイドラインに基づき、配置予定技術者を選任してください。様式IV-7「配置予定技術者(設計・建設)」及び様式IV-8「配置予定技術者(維持管理・運営)」の変更は可能です。
21	62	様式IV-7	配置予定技術者(設計・建設)				技術者について	土木、建築、電気、機械の4業種において技術者の選任が必要な場合、同一人物が、複数の技術者を兼任することは可能でしょうか。	建設業法・ガイドラインに基づき、配置予定技術者を選任してください。